

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

(1) 第1期計画期間中の社会的変化への対応

本市においては、15歳未満の人口は横ばいで留まっているものの、65歳以上の高齢者の割合は増加しており、高齢化が進行しています。将来的に、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下が予想されており、若年層の非正規雇用の増加や働き方の多様化、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあります。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

このような社会的変化を受け、本市に存在する諸課題を把握するとともに、その解決に向けた道筋をつけるため、計画を見直すこととしました。

(2) 第1期計画期間満了に伴う第2期計画の策定

平成27年4月に「総社市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「すべての子どもが笑顔で成長していくために、子どもの育ちを支え合うまち」を基本理念に掲げ、各種施策に取り組んできました。

この度、計画期間満了を受け、第2期計画の策定を行うこととしました。「第2期総社市子ども・子育て支援事業計画」では、平成27年4月に制定した「そうじゃ教育大綱」に連動した「そうじゃ子ども大綱」を制定し、子どもと子育て家庭をめぐる諸課題を地域全体で解決する道筋をつけるとともに、子育てに喜びや楽しみが感じられる社会、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けて計画を推進していきます。

(3) 児童虐待への対応

厚生労働省の発表では、平成30年度の全国の児童相談所の児童虐待対応件数は159,850件（前年比26,072件増）にのぼり、過去最多の件数となってしまいました。岡山県でも児童相談所での児童虐待相談対応件数が平成29年度933件から平成30年度972件と増加しており深刻度は増すばかりです。児童虐待は、子どもの心身に深い傷を与え、子どものその後の人生そのものを左右するばかりでなく、時には生命を奪うことさえある、子どもへの最大の権利侵害です。

本市においては、児童虐待を重点課題ととらえ、「児童虐待ゼロ」を目指し、新たに計画に盛り込むこととしました。

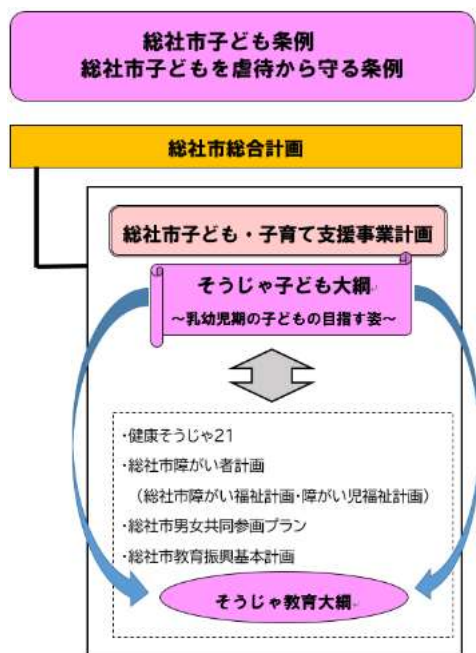
(4) 子どもの貧困問題への対応

平成 25 年に実施された国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成 24 年時点の日本の子どもの貧困率は 16.3%となり過去最高を更新しています。

こうした子どもの厳しい状況などを背景に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行され、同年 8 月には、子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

本市においても、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨に鑑み、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもの成育環境を整備するとともに、教育の機会が失われることのないよう、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するため、その基本的な考え方及び具体的な取組を示した計画を、子ども・子育て支援事業計画の見直しに併せ、新たに盛り込むこととしました。

2. 計画の位置づけ



本計画は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援の総合的な計画となります。また、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）が改正され、法律の有効期限が令和 7 年 3 月 31 日までに延長されたことから、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。

また、第 2 次総社市総合計画や、第 3 期総社市障がい者計画、第 5 期総社市障がい福祉計画、第 1 期総社市障がい児福祉計画、健康そうじゃ 21 (H27～R6) 等を始めとする市の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。

3. 計画の期間

計画期間については、令和 2 年度を開始初年度とし、令和 6 年度までの 5 年間とします。

4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「総社市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

総社市に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

(調査の目的)

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため。

(調査の対象)

就学前児童の保護者	本市在住の就学前児童から無作為抽出
小学生の保護者	本市在住の小学生から無作為抽出

(調査の方法)

就学前児童の保護者	郵送による配付・回収
小学生の保護者	郵送による配付・回収

(調査の期間)

平成31年3月20日～平成31年4月19日

※ ただし、令和元年6月5日までに回収された調査票を有効回収票として扱い、集計・分析を行いました。

(回収の結果)

	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,000件	468件	46.8%
小学生の保護者	1,000件	501件	50.1%

(3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しました。

(4) パブリック・コメントの実施

令和2年2月25日から3月16日まで計画案を広く公表してそれに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施し、広く一般市民から意見を募集しました。

5. 計画の進行管理および点検

計画書に掲げる行政の主な施策については、定期的に事業実施の有無やその結果の進行管理を行っていきます。

また、次回計画の見直し時期には、ニーズ調査等を実施し、総社市子ども・子育て会議での検討を経て、計画の見直しや修正、内容の追加などを行います。

